

## 「嘱託として再雇用された者の被保険者資格の取扱いについて」の 一部改正について（お知らせ）

標記の件につきましては、平成 22 年 6 月 10 日に、「特別支給の老齢厚生年金の受給権者」の継続再雇用につきましては、事業主から被保険者資格喪失届及び被保険者資格取得届を提出していただく取扱いで差し支えないとされていたところですが、この度、この取扱いが、下表のとおり満 60 歳以上の者であれば、「特別支給の老齢厚生年金の受給権者」でなくても、継続再雇用の場合は、被保険者資格喪失届及び被保険者資格取得届を提出していただく取扱いとして差し支えないこととされましたのでお知らせいたします。

なお、厚生年金保険 70 歳以上被用者の方につきましては、上記届出書とは別に「70 歳以上被用者不該当届」及び「70 歳以上被用者該当届」も同時にご提出ください。

**添付書類** その方が退職した後、新たに再雇用契約を結んだことを明らかにできる書類  
(事業主の証明・雇用契約書(写)等)

**実施年月日** 平成 25 年 4 月 1 日(平成 25 年 3 月 31 日に退職された方から対象となります)

変 更 後	変 更 前
<u>60 歳以上の者で、退職後継続して再雇用される者</u> については、使用関係が一旦中断されたものと見なし、被保険者資格喪失届及び被保険者資格取得届を提出される取扱いとして差し支えない。	<u>特別支給の老齢厚生年金の受給権者である被保険者であって、退職後継続して再雇用される者</u> については、使用関係が一旦中断されたものと見なし、被保険者資格喪失届及び被保険者資格取得届を提出させる取り扱いとして差し支えない。